

網走川河川整備計画検討会設置要領

(設置等)

第1条 網走川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）の案を作成するに当たり、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第3項の規定に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に網走川河川整備計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討会は、網走川水系の整備の現状と将来像を考慮し、整備計画の案について北海道開発局長（以下「局長」という。）に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、河川に関し学識経験を有する者のうちから、局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事等)

第4条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、公開することを原則とする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、網走開発建設部において処理する。

(雑則)

第6条 この通達に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この通達は、平成24年3月27日から施行する。